

都市再生委員会の公開について

1. 要 綱

長崎県県政情報の提供等の推進に関する要綱より抜粋

〔平成11年2月22日制定〕

（審議会等の会議の公開等）

第9条 実施機関は、審議会等の附属機関及び私的諮問機関等の
会議の公開及び委員の公募などに努めるものとする。

2. 審議事項

①公開・非公開の決定

②公開方法の決定

「傍聴」又は「議事録の公表」

③「議事録の公表」の場合の「氏名」の公表・非公表

3. 事務局案

①原則公開する

②公開方法は「傍聴」及び「議事録の公表」